



弁護団だより

みんなして

No. 20 発行 2013年9月
「生業を返せ、地域を返せ!」
福島原発事故被害弁護団
TEL: 03-3379-6770

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
9月08日 安倍首相、I O C総会で「状況をコントロールできている」発言	9月01日 集団訴訟説明会(郡山市)
9月09日 東京地検、東電役員、菅元首相ら不起訴処分	9月01日 集団訴訟説明会(南相馬市)
9月11日 原発事故被害者、群馬・神奈川で集団訴訟提訴	9月10日 原状回復訴訟第2次提訴・第2回期日
9月17日 原発事故被害者、関西・京都で集団訴訟提訴	9月19日 弁護団会議(東京)
9月30日 原賠審、帰還困難者の家屋賠償上乘せの方針、最大2.5倍	9月21日 集団訴訟説明会(福島市)
9月30日 原賠審、原発事故避難者の慰謝料避難解除1年後までの方針	9月23日 集団訴訟説明会(福島市)
	9月25日 集団訴訟説明会(安達郡)
	9月26日 集団訴訟説明会(福島市)
	9月27日 集団訴訟説明会(安達郡)
	9月29日 集団訴訟説明会(二本松市)
	9月30日 原告団弁護団合同会議(福島市)



●なりわい訴訟・缶バッジを着けて、なりわい訴訟を広めよう! ●

なりわい訴訟をPRする、かわいい缶バッジができました。

赤・青2色のご用意があります。

裁判の報告集会、各地の説明会や集会などで、1個200円で販売しております。



帽子やジャケットに着けてほどよいサイズ感です。

なりわい訴訟をまわりの方に広めるツールとして、是非ご活用下さい!

(弁護士 中瀬奈都子)

第二次提訴行動に参加して

浜通り農民運動連合会 横山 真由美

9月10日は残暑厳しい日でしたね。記者会見に出る…という緊張もあってか、たくさん汗をかきました。

記者会見では自分が原告に加わった思いをきちんと述べることができ、良かったと思います。ニュース・新聞を見た方からの反応もたくさんあり、その度に「あなたも原告に！」とお誘いしています。



あぶくま法律事務所からの入廷行進では、出発してすぐの交差点で国・東電の弁護団と鉢合わせをしました。まず、たくさんの弁護士がいることに驚きました（15～6人はいたでしょうか）。そして次に、こんなにたくさんの弁護士を雇うお金があるんだ…へえ～。私たちの請求から3万、5万の賠償金を削るより、弁護士を減らせばいいのに！と思いました。

模擬法廷では意見陳述の大橋さん役をやらせていただきました。大橋さんと同年代の子を持つ親として、大橋さんの言葉が我が子から言われている言葉のように思えて涙が止まりませんでした。子どもたちのきらきらした時期を奪った国と東電にはきちんと責任を取ってもらいたいと、改めて思いを強くしました。



「裁判」なんて、ドラマの中の出来事！と思っていましたが、模擬法廷でのわかりやすい説明を聞き、自分に起こっている出来事として実感する事ができたと思います。まだ一度も参加したことのない方は、ぜひ一度参加してみてください。私は、機会があれば一度は法廷に入ってみたいなと思いました。

これから一万人原告団に向けて、さらに声掛けを頑張ります。皆さん、共に頑張りましょう！！



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>

facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>

Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）

※ 題字「みんなして」は、中瀬奈都子弁護士の筆によるものです。

原状回復訴訟 第二次提訴と第2回期日のご報告

9・10に提訴しました！

「1159人 国と東電二次提訴」「一次と合わせ国内最大規模の2000人」（福島民友）、「2000人規模で二次提訴」「原発訴訟原告団 国と東電の責任追及」（福島民報）——9月11日の朝刊各紙は、第2回期日の様子とともに、こうした見出しで第二次提訴を報じました。



第二次の原告1159名は、9月10日、国と東電を被告として、福島地方裁判所に提訴しました。原状回復と損害賠償を求める原告団は、3月11日に提訴した第一次の原告800名とあわせて、2000名規模になりました。

当日には、強い陽射しが照りつけるなか、あぶくま法律事務所前に約300名が集合し、中島孝原告団長の力強い挨拶のあと、「生業を返せ、地域を返せ！」の横断幕を先頭に、裁判所に向けて行進しました。

第二次の原告の方々は、0歳児から90歳まで、属性も農業、事業者、会社員、主婦、年金生活者、漁業関係者など様々です。1159名のうち、いまま避難をしている方は約200名。事故時に、いわゆる避難区域内に居住していた方は約180名となっています。

私たちは、各地で開催された説明会を通じて出会い、信頼関係を強めてきました。説明会は、週末にも平日にも開催され、ときには同日に三カ所開催ということもあり、会場も300名規模の施設から各団体事務所や個人宅に至るまで大小さまざま。第一次提訴以降、第二次提訴までに実に120回以上開催されました。開催にあたっては、原告団各支部や各団体の事務局の方々が、電話がけをしたり、地元紙にチラシを折り込んだりと、大変な努力を続けてこられました。今回の提訴は、こうした原告団の方々の奮闘の賜物です。

第2回期日の概要について

9月10日には、第一次提訴の第2回期日も行われました。この日は、私たちの主張に対し、国と東電が反論を行いました。国は、民事訴訟という訴訟の形式について、原状回復を請求することは行政権の発動を促すものであるから、民事訴訟ではなく行政訴訟で行うべきだとし、民事訴訟の形式は不適法だと主張しました。東電は、私たちが民法に基づき請求していることについて、民法ではなく原子力損害賠償法（原賠法）が適用されるべきであり、原賠法が過失を要件にしていないことから過失を審理の対象とする必要はない、したがって過失の有無を判断する資料となる津波対策などに関する試算データも提出する必要がないと主張しました。

次回、私たちはこうした国と東電の主張について反論することになりますが、訴訟の形式（国との関係で）や訴訟の審理対象（東電との関係で）について激しい応酬が交わされているのが現在の状況です。今回の裁判の土俵や枠組みをどう設定するのか、大きな山場を迎えています。

次回期日は、11月12日午後3時からです。ぜひご参加ください。（弁護士 馬奈木巖太郎）

9月10日・第2回口頭弁論期日での原告意見陳述



原告・村松恵美子さん

私は、相馬市で障がい者施設の運営に携わっています。事故後、入所している人から放射能に対する不安の声があがりましたが、どこにも障がい者を受け容れてくれるところはなく、行先がありませんでした。また、避難区域内にしか精神科の病院がなく、全て病院が閉鎖されたため、薬を入手できなくなってしまいました。薬は絶対に必要なものです。私たちは、勝手に病院に入り薬を奪ってこなければならぬかもと真剣に話し合いました。それほどせっぱつまっていました。原発は、ひとたび爆発すれば地域医療をストップさせてしまいます。また、社会的弱者へのフォロー体制もまったくありません。地域医療や社会的弱者に過酷な状況をもたらす原発や、人を大事にしない政治は要りません。

原告・大橋沙月さん

私は、事故当時、双葉翔陽高校の生徒でした。3年生に進級するときで、仲良しグループと進路を話し合ったり、楽しく遊んだり、かけがえのない時間を過ごしていました。事故後は、養父が原発で働いていた時期があり危険性を認識していたことから、実父のいる山梨へ避難しました。山梨では、私を普通の転校生として受け入れてくれましたが、私は頭を切り替えることができず、将来のことを考えている友だちに気持ちがついていけなくなり、夜も眠れなくなりました。結局、私は養父らが避難する沖縄に移り、そこで通信制の高校に入り、卒業しました。でも、高校を卒業した実感はまったくありませんでした。2012年3月12日、双葉翔陽高校の卒業式がありました。本当なら、私も友だちと一緒に卒業証書をもっていたはずでした。私は、事故でキラキラしていた時期を失ったのです。結婚や出産など、将来が不安です。国と東電には責任を取ってほしいです。



原告・紺野重秋さん

私は浪江町に生まれ、高校卒業後、家業の農業と養蚕を継ぎました。また、自動車工場も始め、家族、町内の人たちとも仲良く過ごしていました。大地震の翌朝、「避難しろ」という広報車に起こされ、着の身着のまま二本松へ避難し、そこで原発が爆発したことを知りました。もう浪江に帰れないかもしれないと目の前が真っ暗になりました。その後、1カ月ほど福島市の体育館に避難しましたが、プライバシーはなく、何をすることも何十分も並ばないといけませんでした。私は体調を悪くし、危うく命を失うところでした。私たちは、お金が欲しいわけではありません。事故前の平穏な生活を返して欲しいのです。